

無投票当選に関する一考察

石 上 泰 州

一 はじめに

日本の公職選挙法においては、議会の選挙で立候補者数が選挙区の定数以下だった場合、また、首長（都道府県知事、市区町村長）の選挙で立候補者数が一名だった場合は、投票を行わず、無投票でその立候補者の当選が決定する。こうした無投票当選は、国政選挙においては戦後ほとんど例がないもの^①、地方選挙においては相当な頻度で発生している。二〇一九年の統一地方選挙では、道府県議と町村議の約四分の一が無投票当選である。さらに、立候補者数が定数を下回って定数割れとなることもあり、先の統一地方選挙で定数割れとなったのは八町村（北海道厚真町、興部町、中札内村、浜中町、長野県辰野町、山ノ内町、愛知県幸田町、熊本県津奈木町）にのぼり、前回の統一地方選の四町村から倍増している。

議会選挙における無投票当選は、町村を中心とする小規模自治体に多くみられる現象であったが、市議会が無投票当選と無縁というわけではない。今年（二〇一九年）に入ってから、すでに熊本県阿蘇市、長野県小諸市、山梨県上野原市、静岡県焼津市、長野県須坂市などの市議会選挙が無投票当選となり、四月の統一地方選においては、北海道歌志内市、山形県寒河江市、茨城県結城市、新潟県小千谷市、福井県敦賀市、愛知県みよし市、長久手市、佐賀県多久市、大分県津久見市、宮崎県小林市、鹿児島県枕崎市の十一市が無投票当選となった。

また、無投票当選は議会選挙だけでなく、むしろ首長選挙において頻繁にみられる現象である。最近の市長は約四分の一、町長は半数近くが無投票当選である。なかには、首長選挙と議会選挙が両方とも無投票当選という例もあり、北海道秩父別町や愛知県豊根村、熊本県水上村では二〇一九年の選挙で首長選挙と議会選挙の両方が無投票となつている。住民の代表機関である首長と議員の全員が、選挙の洗礼を受けることなく選出されている自治体すら存在しているわけである。

こうした無投票当選が発生する背景としては、圧倒的に強い候補者を前にして他の候補者が立候補を見送らざるをえないといった状況の他、立候補予定者らが選挙戦になるのを回避するため、事前に調整を行った結果というケースも少なくなかった。これらは、いずれにせよ、首長や議員といった地方政治家のポストをうかがう潜在的候補者自体は存在していることが前提の「無投票」であった。

しかし、近年では、人口減少や高齢化が進行する小規模自治体を中心に、議員のなり手不足が深刻化して、候補者を集めたくても集まらないというケースが増えている。朝日新聞のアンケート調査によると、議員のなり手不足が課題であると回答したのは全町村議会の約半数、四九%にのぼっている^②。地方政治家のポストそのものが魅力を失いつ

つあるのであり、無投票当選の動向は、現代の日本の地方自治が抱える課題を浮き彫りにしているともいえる。本稿では、地方選挙における無投票当選の動向を時系列的に整理するとともに、これをもたらし背景について考察することにした。

二 首長選挙における無投票当選

首長選挙（知事選挙と市区町村長選挙）は、自治体の全域を一つの選挙区とする定数一の選挙であり、無投票選挙となるのは立候補者が一名しかいなかった場合である。図表1は、第一回（一九四七年）以降の統一地方選挙時に実施された首長選挙について、無投票当選の占める割合の推移を示したものである。なお、知事選挙は無投票当選の件数が少ないため省略している。これによると、町村長選挙は一貫して三分の一以上の選挙が無投票となっており、特に、一九七〇年代の末から八〇年代の後半にかけては、半数以上の選挙が無投票である。市長選挙（政令指定都市、特別区を除く）は、時代によって状況は異なるが、多い時で三分の一程度が無投票であり、近年は八〇年代のピーク時に並ぶ水準となっている。

なお、統一地方選挙における選挙の執行率は低下傾向にあり、二〇一九年の統一地方選挙の執行率（統一地方選挙時に選挙を行う自治体が全自治体に占める比率）は、首長選挙では一二・九%にすぎない。^③そこで、統一地方選挙時に実施された選挙に限らず、すべての首長選挙について、鷺見（二〇一七）の集計をベースに、近年（一九九五年から二〇一八年）の無投票当選の割合を四年ごとに示したのが図表2である。こちらには知事選挙の状況も掲載してある

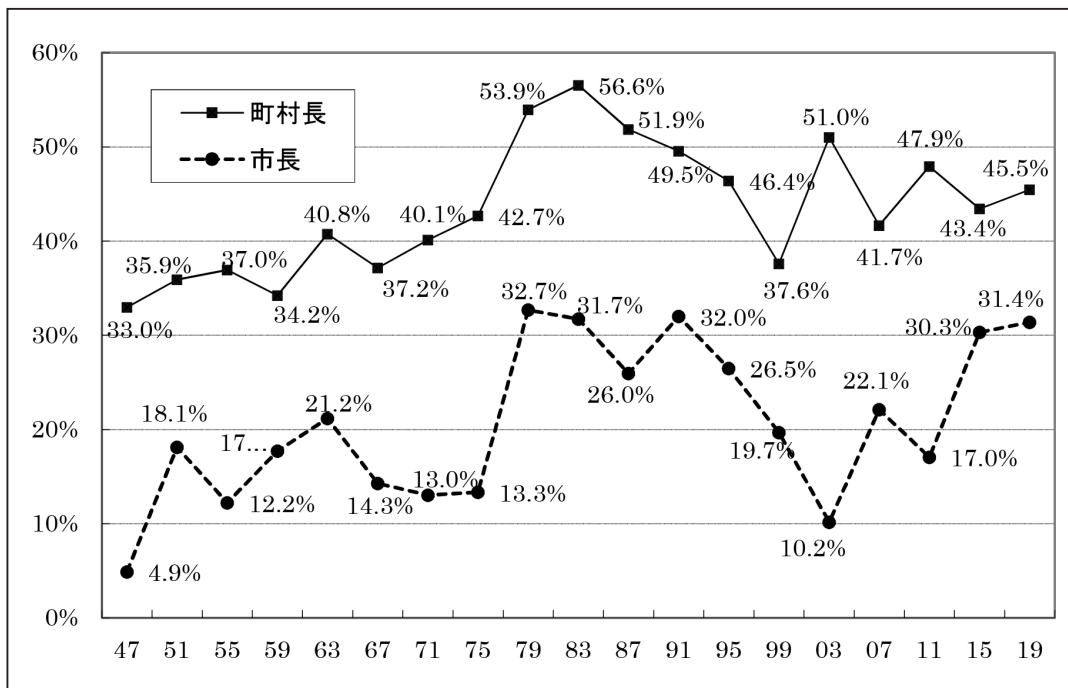
が、知事選挙の無投票当選の件数はほぼゼロが続いていたところ、近年、増加の傾向を示している。他方で、町村長選挙については、その四〇～五〇%が、市区長選挙については、その二〇～二五%が無投票となっている。首長選挙については、無投票当選が多いのは、町村長選挙、市区長選挙、知事選挙の順であり、基本的には自治体の規模が小さいほど無投票が多くなる傾向があるものと考えられる。以下では、知事選挙、市区町村長選挙の順に、首長選挙における無投票当選の状況を整理していこう。

（一）知事選挙における無投票当選

知事選挙における無投票当選は、件数としてはそれほど多いわけではない。一九四七年に知事公選制が導入されるからの七〇余年の間に、無投票当選の件数は二〇件を数えるのみである（[図表3](#)）。ただし、この間の長期的な傾向としては、一九五〇年代が六件、六〇年代が四件、七〇年代が二件、八〇年代が一件、九〇年代はゼロ件と減少傾向が続いていたところ、二〇〇〇年代は一件、二〇一〇年代は六件と、近年は一転して増加傾向にある。二〇一〇年代は、知事選挙における無投票当選がピークだった一九五〇年代と同水準になっている。以下では、知事選挙における二〇件の無投票当選について、政党間の対立枠組みを中心に整理しておくことにしよう。

まず、公選制導入直後の一九四七年から一九五〇年代前半の知事選挙は、保革対立、あるいは保守同士の対立を中心として、激しい選挙戦が繰り広げられることが多く、無投票となるケースは皆無だった。知事選挙における最初の無投票当選は、二回目の統一地方選挙となる一九五五年の島根県と岡山県の選挙である。島根県では、前回（一九五一年）、民主党が社会党と相乗りして、自由党推薦の候補を破るといふ選挙で恒松安夫知事が誕生していたが、

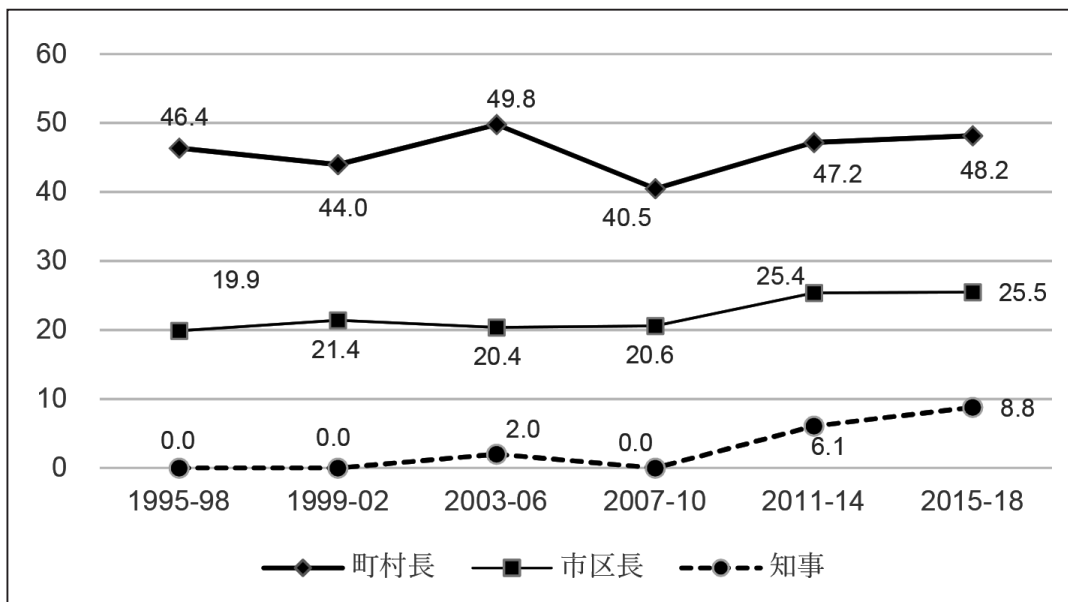
図表1 首長選挙における無投票当選の割合の推移（統一地方選挙）



出所：総務省『地方選挙結果調』（各版）より作成。2019年は『朝日新聞』。

注）市長には政令市長、特別区長を含まない。

図表2 近年の首長選挙における無投票当選の割合（全数）



出所：1995～2014は鷲見（2017）86頁より作成。2015-18は「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙執行件数調」各年版より作成。

二期目には民主党と社会党の相乗りに自由党も合流して保革相乗りが形成され、対抗馬があらわれずに無投票となった。当時は保守合同による自民党結党(一九五五年十一月)の前であり、保守の民主党、自由党の片方に左右社会党の一方、又は両方が相乗るといった枠組みの選挙が少なくなかった。

岡山県もまったく同様の状況であり、前回(一九五二年)、民主党に社会党が相乗り、自由党推薦候補を破って三木行治知事を誕生させていたところ、二期目は自由党も合流して保革相乗りが形成されて無投票となった。一九五八年の広島県の大原博夫知事(三期目)、一九五九年の山形県の安孫子藤吉知事(二期目)も、ほぼ似たような経緯で無投票となった。

これに対して、保守合同後の、一九五八年の金子正則知事(香川県)、一九五九年の原菊太郎知事(徳島県)、一九六三年の池田直知事(佐賀県)、黒木博知事(宮崎県)、田部長右衛門知事(島根県)、寺園勝志知事(鹿児島県)は、一本化された強固な保守地盤を前にして、共産党を含め、野党が候補者を立てられずに、無投票となったケースである。無投票選挙となる一期前の選挙における得票率をみると、金子知事八八・七%、原知事七一・三%、池田知事六五・八%、黒木知事七九・五%、田部知事五一・九%、寺園知事八八・二%と、島根の田部知事以外は圧倒的な勝利をおさめている。

一九七〇年代から八〇年代にかけて無投票当選となったのは、埼玉県の畑和知事と滋賀県の武村正義知事のみである。畑知事は、一九七二年に社会、民社、共産の推薦を得て、自民党公認候補との一騎打ちを制して知事の座に就いた。二期目は公明党も加わって、オール野党の相乗りが形成される一方で、自民党は候補者を擁立できず、無投票となった。畑知事の三期目も自民党は不戦敗となったが、他の候補が出馬したため投票が行われた。四期目、五期目は

自民党が候補者を擁立して保革対決の選挙となったものの、いずれも畑知事が勝利した。

武村知事は、一九七四年に社会、公明、民社、共産のオール野党の推薦を受け、自民党推薦候補との激戦を制して知事の座に就いた。二期目と三期目は、オール野党の相乗りに自民党も加わって、主要政党による総与党の相乗り連合が形成されたことで、二期連続で無投票当選となった。知事選挙において、自民党から共産党までの主要政党が相乗りするケースは珍しかった。

畑、武村の両知事に共通しているのは、共産党の支援を受けているという点である。無投票となるか否かは、事実上、共産党が勝敗を度外視して対抗馬を擁立するか否かにかかってくる場合が少なくないので、共産党を含む相乗り連合が形成されている場合は、無投票になるケースも生じてくることになる。

武村知事が一九八二年に無投票となって以降、二〇〇三年までの約二〇年、知事選挙における無投票当選は姿を消す。当時は、共産党を除く保革相乗りが全盛の時代であるが、共産党が積極的に候補者を擁立したため、結果的に無投票当選は回避されていた。

二〇年ぶりの無投票当選知事となったのが、二〇〇三年の鳥取県の片山善博知事である。片山知事は、初当選となる前回選挙（一九九九年）では、共産党を除く主要政党の推薦を受け、自民党の分裂候補らを破って知事の座に就いた。二期目となる二〇〇三年選挙では、あえて政党からの推薦を求めず、「無党派」として選挙に臨んだが、共産党が片山知事を一定評価するとして候補者の擁立を見送ったため、無投票当選となった。

二〇一〇年代には無投票当選の知事が再び増加することになる。高知県の尾崎正直知事は、初当選となる二〇〇七年の選挙では、自民、民主、公明、社民の推薦を受け、自民党の分裂候補らを破って知事の座に就いた。尾崎知事の

二期目（二〇一二年）は、相乗りの枠組みはそのままであったが、共産党も尾崎県政を一定評価していたため候補者擁立を見送り、無投票当選となった。三期目（二〇一五年）も、基本的には同じ状況のもとで無投票当選となっている。

秋田県の佐竹敬久知事は、初当選の二〇〇九年選挙は、自民党と社民党の支持、連合秋田の推薦を受け、民主党・国民新党推薦の候補を破って知事となった。二期目（二〇一三年）は、公明党の支持も加えるなか、民主党が候補者擁立を見送って自主投票となり、無投票当選が決まった。

山形県の吉村美栄子知事は、初当選の二〇〇九年選挙は、民主党、共産党、社民党の支持・支援を受けて、自民党推薦の現職候補を破って当選をはたした。二期目（二〇一三年）は、「県民党」を標榜して各党に推薦を求めなかったが、事実上の支援の枠組みは継続し、自民党が独自候補の擁立を断念して自主投票となったため無投票が決定した。続く三期目（二〇一七年）も、同様の状況が続き、無投票となった。

岩手県の達増拓也知事は、初当選の二〇〇七年選挙は、民主党の推薦を得て、自民党推薦候補や共産党推薦候補らを破って知事の座に就いた。二期目（二〇一一年）もほぼ同様の対立枠組みのもとで選挙が行われ、達増知事が再選をはたした。三期目（二〇一五年）は、共産党も達増知事を支援する一方で、自民と公明が候補者を擁立する予定であったが、最終的には出馬に至らず、無投票での当選が決まった。

知事選挙における二〇件の無投票当選の特徴を整理すると、第一に、無投票当選知事は、「無党派」を除くと、自民系（六件）、非自民系（四件）、相乗り系（九件）の三パターンがあり、いずれのパターンについても、共産党の動向がカギを握っている。特に、「共産党を除く相乗り」が主流となった七〇年代後半以降は、共産党が対抗馬を擁立す

図表3 無投票当選の知事一覧

年	都道府県	知事名	期	主たる前歴	支援政党 (区分)
1955	岡山県	三木 行治	2	医師・厚生省	自由・民主・左社・右社推薦 (相乗り)
1955	島根県	恒松 安夫	2	大学教授・県議	自由・民主・左社推薦 (相乗り)
1958	香川県	金子 正則	3	裁判官	自公認 (自民)
1958	広島県	大原 博夫	3	県議・衆院	自・社推薦 (相乗り)
1959	山形県	安孫子 藤吉	2	農林省	自・社推薦 (相乗り)
1959	徳島県	原 菊太郎	2	市議・市長	自推薦 (自民)
1963	佐賀県	池田 直	2	会計検査院	自推薦 (自民)
1963	宮崎県	黒木 博	2	県庁	自推薦 (自民)
1963	島根県	田部 長右衛門	2	実業家・衆院	自公認 (自民)
1963	鹿児島県	寺園 勝志	3	内務省	自推薦 (自民)
1976	埼玉県	畑 和	2	県議・衆院	社・公・民・共推薦 (非自民)
1978	滋賀県	武村 正義	2	自治省	自・社・公・民・共・ク・連推薦 (相乗り)
1982	滋賀県	武村 正義	3	自治省	自・社・公・民・共・ク・連推薦 (相乗り)
2003	鳥取県	片山 善博	2	自治省	なし (無党派)
2011	高知県	尾崎 正直	2	財務省	自・民・公・社推薦 (相乗り)
2013	山形県	吉村 美栄子	2	教員・行政書士	民・社・共支援 (非自民)
2013	秋田県	佐竹 敬久	2	県庁	自・公・社支援 (相乗り)
2015	岩手県	達増 拓也	3	外務省・衆院	民・維・共・生支援 (非自民)
2015	高知県	尾崎 正直	3	財務省	自・民・公・社推薦 (相乗り)
2017	山形県	吉村 美栄子	3	教員・行政書士	民・社・共支援 (非自民)

出所：「無投票当選をした知事一覧」(全国知事会 HP) をもとに著者作成。

るか否かが、無投票となるかを左右している。第二に、新人が無投票当選となる例は皆無であり、無投票当選は、現職の二期目、又は、三期目の選挙に限られている。四期目以降が無投票となる例はなく、多選に対しては、反発が生じて対抗馬が出やすいとみられる。

(二) 市区町村長選挙において無投票当選をもたらす環境

先述の通り、市区町村長選挙については、近年、町村長選挙の半数弱、市区長選挙の約四分の一が無投票当選となっているが、ここでは、どのような社会・経済的、政治・行政的環境において無投票当選が生じて

いると考えられているのか、整理しておこう。

まず、社会・経済的な環境については、市区長選挙よりも町村長選挙のほうが無投票当選が多いことから示唆されるように、人口規模が小さく、また、産業構造が農村的であることが無投票当選をもたらしやすいと考えられる。例えば、石上(二〇〇三)は、二〇〇三年の統一地方選挙時に実施された市区長選挙について、無投票当選だった自治体とそれ以外の自治体の単純な比較を行っているが、それによると、無投票当選だった自治体の社会・経済的な特徴としては、人口規模が小さく、人口減少率が高く、DID人口比が低く、財政力指数が低いといった傾向があるとしている。⁽⁴⁾

また、小林(二〇一五)は、二〇〇三年から二〇一五年までに実施された市区長選挙と町村長選挙を対象として、無投票当選か否かを従属変数とし、いくつかの社会・経済的変数を独立変数とするロジスティック回帰分析を行っている。⁽⁵⁾ 分析の結果、市区長選挙については、①人口変動率(絶対値)が大きいほど、②人口密度が小さいほど、無投票当選の確率を高めるとしている。なお、人口の変動は、減少するにせよ、増加するにせよ、人々の連帯を弱め、市民社会を弱めるとの立場から、人口変動率(絶対値)を「自治体における市民社会の強さ」をあらわす指標として用いている。また、町村長選挙については、①第一次産業比率が高いほど、②県民所得が低いほど、無投票当選の確率が高まるとしている。町村部においては、より農村的な特徴の強い自治体ほど、無投票となっている傾向を示している。

また、鷲見(二〇一七)は、二〇一〇年七月から二〇一四年六月末までに実施された七五九の市区長選を対象に、無投票当選(一九六市区)の発生確率を推定するマルチレベルロジット分析を行っているが、そこにおいては、人口

規模が小さい自治体ほど、無投票になる確率が高いことを明らかにしている。⁽⁶⁾

次に、政治・行政的な環境については、無投票当選した首長の前職や当選回数、市町村合併との関係などが指摘されている。石上(二〇〇三)は、無投票当選した市区長の前職は、行政職出身者が多く、議員出身者が少ない傾向があるとしている。鷺見(二〇一七)においては、市区の幹部出身であることが無投票当選となる確率を高めるとしている。議員出身者の多くは党派性を帯びるので、行政職出身者などに比べてオール与党の体制を築きにくいことによるものと考えられるだろう。

当選回数については、牛山(二〇一八)によれば、当選回数が多くなるほど無投票当選の割合が増加するという傾向が示されている。⁽⁷⁾二〇一六年五月から二〇一七年四月の一年間に実施された二三七の市区長選挙について、無投票当選となったのは、当選一回目は八・八%に過ぎないものの、二回目で三三・九%、三回目で二六・七%、四回目で三八・七%、五回以上では四四・四%となっている。石上(二〇〇三)も当選回数が多い市長ほど無投票当選の割合が高いとしているが、当選回数が四回以上となると無投票当選の割合は低下するとしている。鷺見(二〇一七)も同様に、二期目から四期目までの現職については、統計的に有意に無投票当選の確率が高いことを明らかにしている。

その他の政治・行政的環境として、鷺見(二〇一七)は、市町村合併との関係について、合併後二回目の選挙が無投票になる確率が高くなると指摘している。また、前回の選挙が無投票であること、県内市区の無投票当選が全体的に多いことも、無投票当選の発生確率を高めるとしている。なお、政党支援のパターンについては、無投票に対しては、相乗り(自民・公明のいずれか一つ又は両方の支持、及び、民主・社民・共産のいずれか一つ又は複数の支持)がプラスに、自公系、野党系がそれぞれマイナスに作用するものの、統計的に有意な関係は確認できないとしている。

三 議会選挙における無投票当選

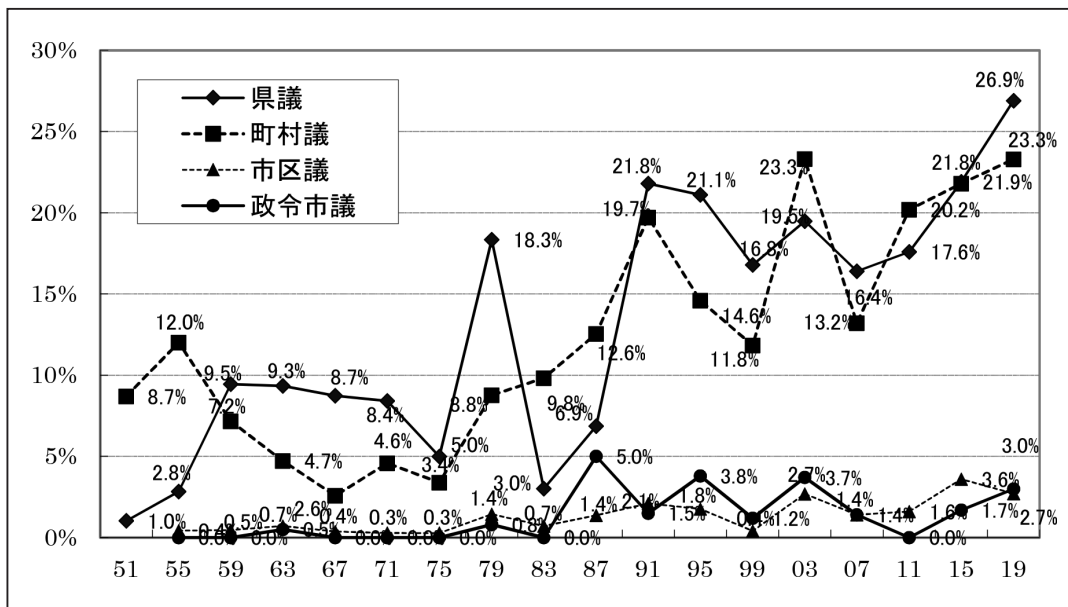
次に、議会選挙における無投票当選の動向を確認しておこう。図表4は、統一地方選挙時に実施された議会選挙について、無投票当選の占める割合の推移を示したものである。⁽⁸⁾これによると、都道府県議会選挙と町村議会選挙において無投票当選が多く、一九八〇年代以降、ともに増加傾向にあり、近年は四分の一前後の水準である。他方で、政令指定都市を含む市区議会選挙では無投票当選は数%程度と少なく、近年も増加傾向にあるわけではない。

なお、市区町村議会選挙の統一地方選挙における執行率は首長選挙よりは高いものの四割程度なので、すべての選挙の動向についても補足しておこう。図表5は、統一地方選挙時に実施された選挙に限らず、すべての市区町村議会選挙について、近年（二〇〇六年～二〇一八年）の無投票当選の状況を示したものであるが、これによると、市区議会の無投票当選については、近年はおおむね四%前後と比較的低い水準を推移しており、特に増加傾向にあるわけではない。これに対して町村議会の無投票当選は、年による変動がかなりあるものの、基本的には増加傾向にある。以下、議会選挙における無投票当選の状況を整理していくが、まずは、無投票当選と議会の選挙区制の関係から確認しておきたい。

（一）議会における選挙区制と無投票当選

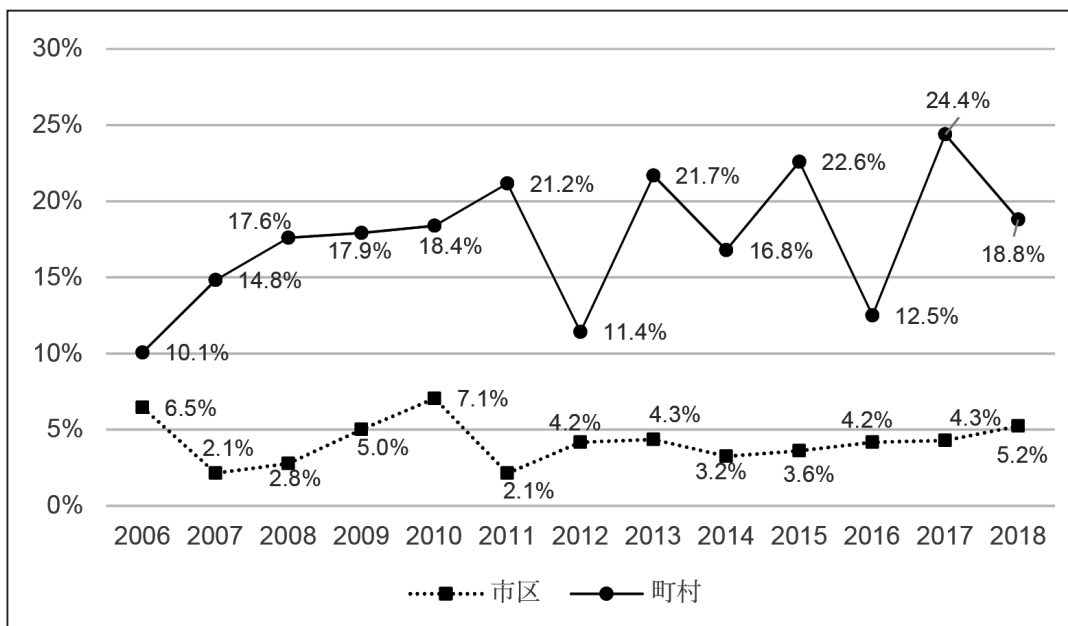
日本の地方議会の選挙制度は、有権者が複数の候補者から一人を選んで投票する単記式であるという点については共通しているが、選挙区制が都道府県議会選挙と市区町村議会選挙とで異なっており、そのことが無投票当選の動向

図表4 議会選挙における無投票当選の割合の推移(統一地方選挙)



出所：総務省「地方選挙結果調」より作成。2019年は『朝日新聞』。

図表5 近年の市区町村議会選挙における無投票当選の割合(全数)



出所：総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調等」(各年版)より作成。

にも影響している。

まず、都道府県議会の選挙は、域内をいくつかの選挙区に区分して実施しており、選挙区は、①市の区域、②市の区域と隣接する町村の区域を合わせた区域、③隣接する町村の区域を合わせた区域のいずれかによるとされている。かつては、市と「郡」を選挙区とするのを原則としていたが、現在は、「郡」を構成する町村を一つの単位として扱う必要がなくなっている。

各選挙区の議員定数は、選挙区の人口に応じて配分されているので、人口の少ない選挙区は議員定数一の一人区であり、人口の多い選挙区は議員定数が複数名の二人区以上となる。なお、都道府県議会の選挙区で議員定数が最大なのは、鹿児島県議会の鹿児島市・鹿児島郡選挙区の一七である。したがって、都道府県議会の選挙区の定数は一から一七までと多様であり、選挙区制において、小選挙区制（一人区）、いわゆる中選挙区制（二〜五人区）、そして、いわゆる大選挙区制（六人以上）が混在するかたちになっている⁹⁾。全体の分布としては、一人区が四〇・四%、二人区が三〇・一%、三人区が一三・〇%、四人区が七・二%、五人区〜一七人区が九・三%である¹⁰⁾。

なお、一票の価値の格差是正の観点等から、選挙区を「合区」することは、各議会の判断により可能であり、また、市町村合併の動向などにもよって、市町村の数や人口規模も各都道府県によって異なるため、選挙区の設定状況は各都道府県によって多様である。例えば、岐阜県は議員定数四六に対して選挙区が二六あるが、議員定数がほぼ同じである愛媛県（四七）、沖縄県（四八）の選挙区は半数の一三しかない。選挙区の数が多いということは、定数一の一人区が多いことを意味し、岐阜県の場合は一人区が一七ある。他方で、選挙区の数が少ないということは、一人区が少ないことを意味し、愛媛県の一人区は四、沖縄県の一人区はゼロである。後述するように、一人区では無投票当選が

多くなる傾向が強いため、一人区の多い岐阜県議会は、今回の統一地方選において、無投票当選者の割合が四七・八%と全国最多であった。

次に、市区町村議会は、原則として、地域ごとの選挙区を設けず、自治体全域を一つの選挙区としている。ただし、政令指定都市は、人口規模が大きいことから、行政区をもって選挙区としている。政令指定都市以外の市区町村も、条例によって選挙区を設けることは可能であり、例えば、市町村合併が行われた際に、一時的に旧市町村の区域を選挙区とすることがあるが、平成の大合併が一段落した現在、その例はない。¹¹⁾

市区町村議会の議員定数は、法定の上限の範囲内で、おおむね人口規模に応じて設定され、現在は最小で五（沖縄県北大東村、和歌山県北山村）¹²⁾、最大で五〇（船橋市、鹿児島市、世田谷区、練馬区、大田区）である。市区町村議会は、いわゆる大選挙区制であるといえる。なお、政令指定都市は行政区を選挙区としており、選挙区の定数は二から二〇と多様であるが、一人区は存在しない。¹³⁾

このように、日本の地方選挙における選挙区制は多様であるが、選挙区制と無投票当選との間には相関関係がある。すなわち、選挙区の議員定数が少ないほど無投票当選の割合が多く、議員定数が多いほど無投票当選は少ないという傾向である。議員定数が最小である一人区（小選挙区）では最多票を獲得しなければ当選できないので、当選するためのハードルは基本的に高いといえるが、逆に、議員定数が多くなるほど、当選するためのハードルは低くなる。例えば、議員定数が五〇名の船橋市や鹿児島市の議会選挙では、当選に必要な最低得票率（最下位当選者の得票率）は、それぞれ一・二七%、一・三四%である。¹⁴⁾このように議員定数が多いほど、当選のハードルが高くないと認識されるため、立候補する誘因が高まり、結果として無投票当選は少なくなると考えられる。他方で、議員定数が少ないほど、

図表6 県議選の選挙区定数別の無投票当選（2003年～2015年の統一地方選挙）

議員定数	選挙区数（A）	無投票選挙区数（B）	（B） / （A）
1	1713	747	43.6%
2	1205	320	26.6%
3～5	891	100	11.2%
6～10	152	5	3.3%
11～	77	2	2.6%
（総数）	4038	1174	29.1%

出所：茨木（2017）143頁より作成。

注）2003年、2007年、2011年、2015年の統一地方選挙時に実施された41道府県の議会選挙が対象（別日程で実施されている茨城、東京、沖縄、岩手、宮城、福島の6都県は対象外）。

当選のハードルが高いと認識され、立候補を躊躇することになり、結果として無投票当選が増えると考えられる。

図表6は、茨木（二〇一七）の集計に基づき、近年の道府県議選挙について、選挙区の議員定数ごとに無投票当選の状況を整理したものである。¹⁵二〇〇三年から二〇一五年までの四回分の統一地方選挙において実施された選挙が対象であるが、全体としては約三割、二九・一%の選挙区が無投票である。これを議員定数ごとに分けて整理すると、無投票となった選挙区の割合は、一人区では四三・六%、二人区で二六・六%、三～五人区で一・二%、六～一〇人区で三・三%、一人以上で二・六%となっており、議員定数が少ないほど、特に、一人区において無投票当選が多くなるという傾向が明らかである。逆に、議員定数が六名以上になると、無投票当選の割合は三%前後であり、総じて低くなっている。

（二） 議会選挙において無投票当選をもたらす環境

次に、どのような社会・経済的、政治・行政的な環境の議会選挙において無投票当選が多く生じているのか、整理しておこう。社会・経済的な環境については、より農村的な特徴の強い自治体の議会において、また、政

治・行政的な環境については、議員定数が少なく、議員報酬の水準が低い自治体において、無投票当選が多くなっていることなどが指摘されている。

小林（二〇一五）は、二〇〇三年から二〇一五年までの市区議会選挙と町村議会選挙を対象として、無投票当選か否かを従属変数とするロジスティック回帰分析を行い、市区議会については、人口変動率（絶対値）が大きいほど、また、人口密度が低いほど、無投票当選の確率を高めるとしている¹⁶。町村議会については、人口変動率（絶対値）が大きいほど、第一次産業比率が高いほど、また、人口密度が低いほど、無投票当選の確率が高まるとしている。市区のなかでも、また、町村のなかでもより農村的な特徴の強い自治体ほど、無投票となる傾向が強いことが示されている。

次に、長野（二〇一九）は、全国の一七二七町村を、直近の議会選挙が無投票であった一九一団体と無投票でなかった（投票が行われた）七三六団体に分け、主要な指標の平均値を比較している（図表7）。分析対象期間は、二〇一一年四月一日～二〇一七年七月一日である¹⁷。これによると、議会選挙が無投票であった町村の特徴として、①人口が少ない、②第一次産業従事者比率が高い、③財政力指数が低い、④議員の月額報酬が低い、⑤議員定数（条例）が小さい、といった点が指摘されており、町村の中でも、より農村的な特徴をもつ自治体の議会が無投票となる傾向があることが示されている。さらに、無投票か否かを従属変数とするパス解析を行った結果、月額報酬が低いことと、議員定数が少ないことが、無投票となることに対して統計的に有意な影響を与えていることが示されている。こうした分析結果から、長野は、議員報酬の低さと議員定数の少なさが無投票当選につながっており、無投票当選の発生を避けるためには、議員報酬と議員定数を一定の水準に保つ必要があると指摘している。

図表 7 無投票当選の町村議会の特徴

項目	選挙	平均値
国勢調査人口（H27）	無投票	9,681 人
	投票あり	12,373 人
第 1 次産業従事者比率 （H27）	無投票	18.5%
	投票あり	14.5%
財政力指数（H27）	無投票	0.34
	投票あり	0.39
月額報酬（議員）	無投票	195,496 円
	投票あり	217,446 円
議員定数（条例）	無投票	11.16
	投票あり	12.38

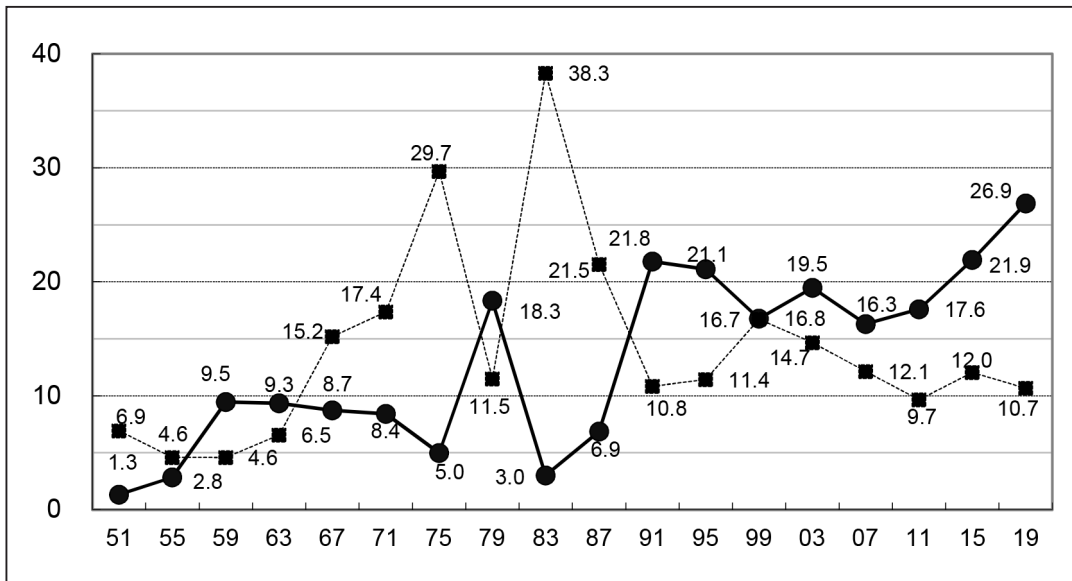
出所：長野（2019）32 頁より作成。

注）いずれも平均値の差に 5% 水準で有意差あり。自治体数は、無投票 191、投票あり 736。

は、両者の関連性は弱まっているようにみえる。二〇〇七年選挙では前回にくらべて共産党が候補者を減らしたにもかかわらず、無投票当選は増加している。逆に、二〇一五年選挙では前回にくらべて共産党が候補者を増やしたにもかかわらず、無投票当選は増加している。

なお、政治・行政的な環境については、共産党の候補者戦略も無投票当選と関係していると考えられる¹⁸⁾。共産党は、ときに勝敗を度外視して候補者を立てることがあるが、共産党が積極的に候補者を擁立すれば、無投票当選は減少し、逆に、共産党が候補者の擁立を見送るケースが増えれば、無投票当選が増加する。図表 8 の実線は、統一地方選挙における県議選の無投票当選の割合の推移を再掲したものであり、破線は、県議選の改選定数に対する共産党候補者数の比率である。例えば、一九八三年の統一地方選挙では、共産党は前回にくらべて大幅に候補者を増やし、改選定数の四割近い数の候補者を擁立した。そして一九八三年の無投票当選の割合は当時としては最低レベルの三％に低下しているなど、実線（無投票当選の割合）と破線（共産党の候補者数）は、逆比例の関係で推移しているとみることができるといえる。ただし、二〇〇七年以降

図表 8 県議選における無投票当選者と共産党候補者の推移（統一地方選挙）



出所：総務省『地方選挙結果調』（各版）より作成。2019年は『朝日新聞』。

注) 実線は改選数に占める無投票当選者数の割合、破線は改選数に占める共産党候補者数の割合。

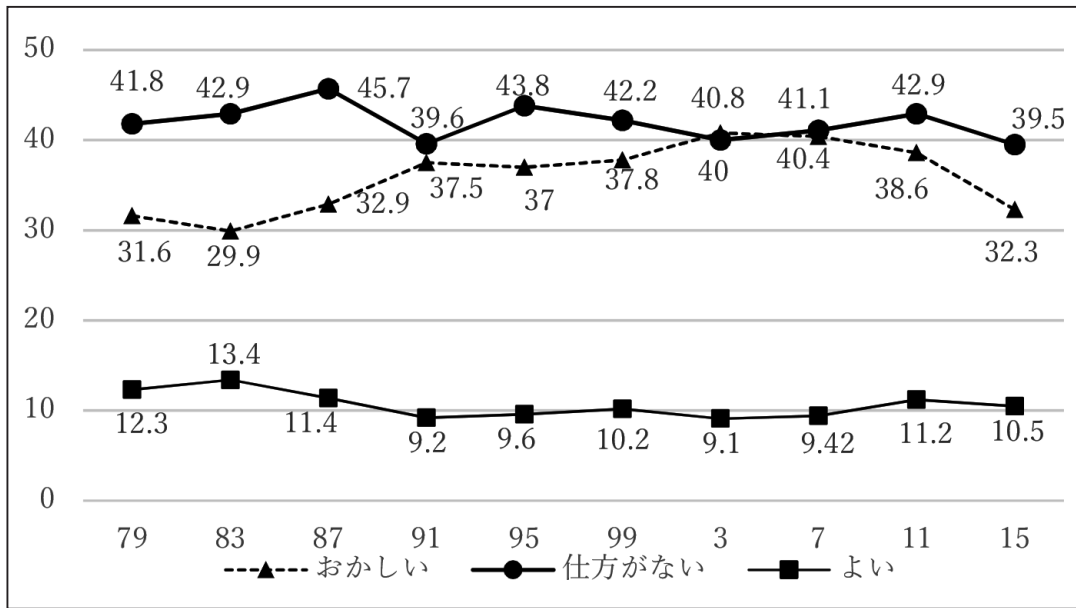
四 むすびに

以上、無投票当選の動向を整理してきたが、最後に、有権者は無投票当選をどのように受け止めているのかをみておこう。

明るい選挙推進協会が統一地方選挙に際して実施している世論調査では、無投票当選に対する意識を質問している。「今回の統一地方選挙では、道府県議選や市区町村長選などに無投票当選がありますが、これについてあなたはどうか思われますか。」という質問に対して、「公職者（首長や議会議員）は投票で決めるのが本すじであるのに、投票なしに決まるのはおかしい」、「定数を超える候補者が立たないのだから、無投票になっても仕方がない」、「選挙のわずらわしさや、あとに対立が残ることや、また経費のことなどを考えると、無投票当選もよい」といった選択肢が示されている。

図表 9 は、一九七九年から二〇一五年の調査結果の推移を示したものであるが、無投票当選を「おかしい」と考える割

図表9 無投票当選に対する有権者の意識



出所：総務省・明るい選挙推進協会「統一地方選挙全国意識調査—調査結果の概要—」（各年版）より作成。

合よりも、「仕方がない」と考える割合の方が、総じて多い状況が続いており、無投票当選に対する有権者の意識は、それほど厳しいものとはいえないことがわかる。特に近年は、二〇一五年の調査で「おかしい」が三二・三％に対して、「仕方がない」が三九・五％を占めるなど、無投票当選を否定する意識は弱まっている。さらには、無投票当選を「よい」と肯定的にとらえる回答も一〇％前後を占め続けており、有権者の意識において、無投票当選は強く否定されているとはいえない状況があることも事実である。

とはいえ、無投票当選は、有権者から代表者を選択する機会そのものを奪う、間接民主制の根幹を揺るがしかねない由々しき問題である。無投票当選の蔓延は、低投票率以上に深刻であるといわなければならない。無投票当選をできるだけ減らすために、小規模自治体や農村部の自治体を想定しながら、より立候補しやすい環境を整えていくことが喫緊の課題であろう。また、無投票当選が決まると、選挙公報の発行手続きが中止されるため、公約が有権者に明示されないうまま公選職に就いてしま

うといった弊害もある⁽¹⁹⁾。無投票当選した首長や議員に対する有権者の監視機能を確保する手立てを考えていくことも、重要な課題であるように思われる。

〈引用・参考文献〉

- 市村充章（二〇一四）「都道府県議会の議員選挙における選挙区の設定と定数配分」『白鷗法学』二〇一四年一月号、九～五四頁）
- 茨木瞬（二〇一七）「県議選一人区における無投票選挙区」（公共選択学会『公共選択』六七号、二〇一七年、一四〇～一五七頁）
- 石上泰州（二〇〇三）「第一五回統一地方選挙の分析——「脱政党」と無投票当選」（日本選挙学会『選挙学会紀要』一号、二〇〇三年、五～二〇頁）
- 牛山久仁彦（二〇一八）「自治体首長選挙の動向と地域政治——「相乗り」回帰は進むのか」（自治総合研究所『自治総研』四七五号、二〇一八年五月号、一～二六頁）
- 牛山久仁彦（二〇一五）「統一地方選挙に見た無投票選挙の実態と低投票率」（全国町村議会議長会編『地方議会人』四六巻一号、二〇一五年六月、二三～二六頁）
- 河村和徳（二〇一八）「無投票当選がもたらすインパクト」『月刊自治研』二〇一八年八月号、三六～四二頁）
- 小林秀高（二〇一五）「地方選挙における無投票当選と投票率低下の分析」（拓殖大学海外事情研究所『海外事情』第六三巻一一号、二〇一五年一月、六五～八四頁）
- 鷺見英司（二〇一七）「首長選挙における無投票当選の発生要因」（公共選択学会『公共選択』六八号、二〇一七年、八五～一〇二頁）
- 総務省・明るい選挙推進協会『統一地方選挙全国意識調査——調査結果の概要——』各年版

総務省自治行政局選挙部『地方選挙結果調』各年版

総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調等」各年版

「地方議会・議員に関する研究会」報告書・参考資料（二〇一七年七月）

長野基（二〇一九）「議員報酬・定数等に関する調査結果の分析」（町村議会議員の議員報酬等のあり方検討委員会『町村議会議員の議員報酬等のあり方 最終報告』平成三十一年三月、一一～三七頁）

- (1) 第一回参議院選挙（一九四七年）の岐阜選挙区が無投票。補欠選挙としては、一九五一年の愛媛選挙区が無投票。
- (2) 『朝日新聞』二〇一九年二月一七日。
- (3) 総務省「平成三十二年統一地方選挙執行予定団体に関する調」。
- (4) 石上（二〇〇三）、五～二〇頁。
- (5) 小林（二〇一五）、六五～八四頁。
- (6) 鷺見（二〇一七）、八五～一〇二頁。
- (7) 牛山（二〇一八）、一二頁。
- (8) 改選定数に占める無投票当選者数の割合。
- (9) 日本では、かつての衆議院における三人区から五人区を中心とした選挙区制を中選挙区制と呼んでいたことから、ここでは、五人区までをいわゆる中選挙区制、六人以上をいわゆる大選挙区制としている。
- (10) 総務省調べ（平成二五年九月一日現在）。
- (11) 最近では、伊達市、栃木市、高崎市、富山市、関市、飯塚市などが一時的に選挙区を設けていた。「地方議会・議員に関する研究会」参考資料集、二四頁。
- (12) 和歌山県北山村は、二〇一九年三月の村議会において議員定数を六から五に削減する条例案を可決した。『朝日新聞』

二〇一九年三月二日。

(13) 政令指定都市の選挙区定数の分布状況は以下の通り。定数二〜四が二一・九%、定数五〜七が四三・九%、定数八以上が三三・二%。総務省調べ（二〇一七年三月一日現在）。

(14) 船橋市は二〇一五年選挙、鹿児島市は二〇一六年選挙における最下位当選者の得票率。

(15) 茨木（二〇一七）、一四〇〜一五七頁。

(16) 小林（二〇一五）、六五〜八四頁。

(17) 長野（二〇一八）、一一〜三七頁。

(18) 石上（二〇〇三）、一七〜一八頁。

(19) 無投票当選の「副作用」については、河村（二〇一八）を参照。

